

## 花のみち周辺にぎわい創出事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

#### (1)業務の名称

花のみち周辺にぎわい創出事業業務

#### (2)目的

花のみち周辺は、本市の中心市街地であり、にぎわいと魅力の中核となる商業、文化芸術、観光などの多種多様な施設と資源が集積しており、市内外から多くの人々が来訪し、交流する拠点となっている。一方で、花のみち周辺を訪れる人々は、観劇などの単一目的の観光客が多いため、豊富な観光資源に恵まれながら、それに比例した地域経済への効果を実感できていない状況である。

本市は、令和6年4月に市制70周年を迎える。本事業は、市制70周年の記念事業の1つとして、他のイベントや周辺事業者と連携し、花のみち周辺で一過性イベントではなく、定期的なにぎわいを創出するイベントを開催し、市内外から新たな人流を生み出すことで、地域のにぎわいを創出することを目的とする。

#### (3)業務内容

別紙花のみち周辺にぎわい創出事業業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

#### (4)業務期間

契約日から令和7年(2025年)3月31日まで

#### (5)募集方法

公募型プロポーザル方式

### 2 提案限度額

本業務の規模は、7,200千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

### 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(単独又は共同企業体(複数の企業の共同体))は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

#### (1)共通事項

(ア)法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと。

(イ)地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。

(ウ)契約締結までの期間に、宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(エ)宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当しないこと。

(オ)会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定による、更生、再生手続き中でないこと。

(カ)政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

(キ)本市内において、過去5年間(平成31年(2019年)4月以降実施分)に、まちなぎわいづくりに資するイベントの企画、制作、運営等の実績を有すること。

## (2)個別事項

- (ア)共同企業体による参加の場合、構成員は前記(1)の条件を満たしていること。また、構成員間における協定書等によって、事故が生じた場合などの責任の所在が明らかになっていること。
- (イ)参加申込にあたっては、1 事業者 1 参加申込とし、共同企業体による参加の場合、当該共同企業体の構成事業者は、本委託の他の共同企業体の構成事業者を兼ねていないこと。

## 4 業務に関する基本的事項

### (1)業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に本市と協議を行うこと。

### (2)秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

### (3)個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

### (4)情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

## 5 提案に係る書類の提出

### (1)提出期限

令和6年(2024年)6月12日(水)午後5時まで(必着)

### (2)提出書類

ア 参加申請書(様式第1号)

イ 事業者概要(様式第2号)

ウ 企画提案書(任意様式)

企画提案書には、仕様書に記載の内容に沿った提案を行うこと。提案は、本要領7に記載する審査基準における評価項目に対して、具体的かつ詳細な説明が含まれていること。

資料はA4(一部A3番資料折込可)版にて添付すること。

エ 見積書(様式第3号)

オ 経費(見積額)の内訳(任意様式)

カ 過去の業務実績(様式第4号)

キ 誓約書(様式第5号)

ク 協力事業者一覧表(協力事業者がいる場合のみ)(様式第6号)

ケ 共同企業体結成届(共同事業体を結成する場合のみ)(様式第7号)

コ 共同企業体結成に係る委任状(共同事業体を結成する場合のみ)(様式第7-2号)

本市に業者登録を行っていない場合は、上記ア~コに加えて、次の書類を提出すること。

サ 登記事項証明書(法人の場合)

シ 身分証明書(個人の場合)

ス 「法人税」「消費税・地方消費税」の納税証明書(法人の場合)

申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書(個人の場合)

セ 宝塚市に事業所を有する場合

法人市民税、固定資産税の直近1年間の納税証明書(法人の場合)

市・県民税、固定資産税の直近1年間の納税証明書(個人の場合)

※ 本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があることとする。

(3)提出部数

原本1部(上記提出書類 ア～セ)

写し6部(上記提出書類 ア～カ)

(4)提出方法

持参または郵送によること。

(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること。)

(5)提出先

宝塚市 産業文化部 商工勤労課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話:0797-77-2071 FAX:0797-77-2171

メールアドレス:m-takarazuka0066@city.takarazuka.lg.jp

(6)質疑の受付

本要領に関する質疑は文書(様式自由)により行ってください。

受付期間は、公告日から令和6年(2024年)5月29日(水)正午まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に持参、FAX又はメールにて行うこと。(必ず着信確認を行うこと。)

(7)質疑の回答

すべての質問及び回答については、令和6年(2024年)5月31日(金)午後3時以降に、本市ホームページに掲載する。

(8)提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、提案書等の内容を変更することはできません。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(9)重複提案の禁止

提案は1団体につき1件とします。複数の提案は認めない。

(10)著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を本市が無償で使用できることとする。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しないこととする。

(11)費用の負担

提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(12)提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

(13)資料の取扱い

本市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じる。

## 6 審査方法

(1)提出された企画提案書等の書類審査及び企画提案についてのヒアリング、プレゼンテーション審査を行い、本市が設置する「花のみち周辺にぎわい創出事業業務委託プロポーザル審査会」において、下記7で示す審査基準に基づいて審査する。

なお、本プロポーザルは、提案者が1者のみの場合であっても審査を行い選定の可否を決定する。審査会の日程等については、提案書等受付締切後、各提案者に通知する。

(2)審査結果の通知

審査結果は、書面により提案者全員に通知する。

## 7 審査基準

審査における評価項目は以下のとおり。

審査項目	審査事項	配点
企画提案内容	仕様書を的確にふまえ、明確かつ具体的に提案されているか。また、事業の目的に関する理解・知識が十分にあるか。 (1)花のみち周辺にて、定期的なにぎわいの創出が期待できる企画であるか。 (2)「宝塚市制70周年記念事業」の基本理念に則した企画であるか。 (3)市内外から子どもから大人まで幅広い世代の集客が期待できる企画であるか。 (4)周辺商業施設が開催する定例イベント等と連動することにより相乗効果が表れる企画であるか。 (5)花のみち周辺で開催される市主催のイベント、又は、民間事業者等が開催するイベントと連動し、年間を通じて花のみち周辺にぎわいを創出することのできる企画であるか。	75
実施体制	仕様書に定められた業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができる十分な体制であるか。	10
業務実績	本市内において同種の業務実績があり、業務遂行能力があるか。また、過去に携わった業務実績が効果的かつ魅力的なものであるか。	10
受託希望金額	配分点(5点) × 最低見積価格 ÷ 見積価格 (計算結果は小数点以下切捨てとする。)	5
合計		100

## 8 受託候補者の選定

受託候補者は、以下のとおり選定する。

(1)審査委員の採点の合計点数が6割以上のものの中から高い順に受託候補者および次点者(補欠)を選定する。

(2)同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により決定するものとする。

## 9 契約の締結

- (1) 受託候補者選定後、本市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがあります。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。
- (2) 選定された受託候補者との契約が成立しなかった場合は、次点者と協議を行い、契約相手方を決定する。(プロポーザルへの参加者が1者の場合を除く。)
- (3) 受託候補者が、この要領に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

## 10 公募に関するスケジュール

募集開始(公示)	令和6年(2024年)5月20日(月)
質疑受付期限	令和6年(2024年)5月29日(水)正午まで
質問回答	令和6年(2024年)5月31日(金)午後3時から
提案書等受付期限	令和6年(2024年)6月12日(水)午後5時まで
審査会	令和6年(2024年)6月19日(水)(予定)
結果通知	令和6年(2024年)6月下旬(予定)
契約締結	令和6年(2024年)7月上旬(予定)

## 11 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、参加資格の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) 正当な理由がなく説明会に欠席したとき。
- (7) ヒアリング等に出席しなかったとき。
- (8) 価格見積書の金額が、提案限度額を超過しているとき。

## 12 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 契約を締結する際に、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の排除の推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書を提出すること。
- (6) 宝塚市情報公開条例第5条に基づく公開請求があった場合等は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。

13 担当部署(問い合わせ先)

宝塚市 産業文化部 商工勤労課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話:0797-77-2071 FAX:0797-77-2171

メールアドレス:m-takarazuka0066@city.takarazuka.lg.jp